

岩井まさお

通信 未来

平成28年1月号

第14号

発行責任者：岩井まさお 〒262-0013 千葉市花見川区檣橋町 1458-1 TEL. 043-259-2777 FAX. 043-259-2777

謹賀新年

昨年中はご支援ありがとうございました
本年も何とぞ宜しくお願い致します



平成27年第4回定例会 議案質疑報告

平成27年第4回定例会(昨年12月2日)に於いて、自由民主党会派を代表して、50議案中、5議案について質問させて頂きました。

議案質疑を通じ、問題点の指摘を含め質問として要望させて頂いたことを主な内容や市の答弁と共に、Q&Aにしてご報告致します。

自由民主党千葉市議会議員団の岩井雅夫でございます。

通告に従いまして、議案質疑を行います。

(1) 議案第159号 平成27年度千葉市一般会計補正予算(第4号)

国の発表によれば、本年8月の全国の生活保護受給者数は216万人余りとなっており全体として増加傾向です。本市も受給者は増加傾向で本年5月には2万人の増を突破。それに伴い生活保護費が不足するとして補正予算が提出され、生活保護受給者の医療に係る扶助費が大きく伸びているとの

岩井まさお

平成27年度の役職



【議会】

・教育未来委員会委員長
・議会運営委員会理事
・社会福祉審議会委員

【地域活動】

・千葉市ハンドボール協会会長
・千葉市相撲連盟顧問
・千葉市花見川区サッカー協会会長
・千葉ネオライオンズクラブ理事
・花見川区倫理法人会会員
・花見川区少年軟式野球連盟顧問
・自衛官募集相談員

件約1億7,211万円、26年度206件約1億2,408万円、不正受給の件数・金額ともに減少傾向となっております。

●医療費適正化の取り組みとその効果はどうなっているのかについて

【保健福祉局保護課】

A 本市では平成24年度から、看護師等の資格を持つ非常勤嘱託職員を「医療扶助相談・指導員」として配置し、生活保護受給者への「後発医薬品の使用促進」「頻回・重複受診の解消等の指導」を行っています。その効果は、平成26年度には後発医薬品の使用促進で2,400万円余り、頻回・重複受診の解消で1,400万円余りを節減できており、着実に効果を上げている状況です。今後も「医療扶助相談・指導員」を中心として医療扶助の適正化に努めます。

生活保護費国庫負担金償還金について

平成26年度に超過交付を受けた国庫負担金の償還金とのことであり、貰い過ぎたものは当然返すべきではありませんが、今年度は生活保護費が不足するとの補正予算案が提出されているところでもあります。そこで伺います。

●平成26年度に超過交付となったのはなぜか、また今年度の状況はどうかについて

【保健福祉局保護課】

A 平成26年度には主に医療に関する扶助費が超過交付されており、その理由は、受給者人あたりの医療費が当初の見込みを下回ったため当初見込みに基づいて国から交付された負担金が超過となったものです。今年度の状況は、昨年度と異なり医療扶助の受給人数と一人当たりの医療費の額が共に当初の見込みを上回っているため、当初予算に不足を生じたものです。

【所感】 答弁で、不正受給対策や医療費適正化の取り組みが効果をあげていることは確認できました。

しかし、これらの取り組みに「これで十分」ということはなく、普段の努力によって常に事業の適正化を推し進める必要があると思います。

生活保護事業費国庫負担金償還金は、昨年度の医療扶助費が見込みを下回ったためとのこと、正確に見積もることが難しい部分であることは理解できますが、高齢化の進展に伴い、保護費が一定程度

増加していくことは不可避です。予算編成においては必要な額を十分に確保し、その後の補正を行うことがないように、適切な措置を講じていただくべきと考えます。

(2) 議案第168号 千葉市区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

今回の建築条例議案について、当地区の開発は市街地調整区域内における1km条例を活用した住宅を主とした611戸の住宅開発と伺っておりますが、今地区計画を変更することにより地区内に点在する形で、店舗等を立地することを可能としたと聞きました。そこで、2点お伺いします。

高田町地区について

●高田町地区の地区計画をなぜ変更したのか

【都市局都市部まちづくり推進課】
【都市局都市部都市計画課】

A 高田町地区は「市街地調整区域」における地区計画の運用基準に基づき居住系のほかは集会所や保育所などの公益的な施設のみ建築を認めてきた。しかし、人口減少社会を迎える中、今回の地区計画においては計画戸数が600戸以上であることから、地区内居住者の利便性を向上させ定住を促すことを目的として利便地を設定することが必要と判断し変更しました。

利便地の設定基準は、住宅戸数500戸以上、「各利便地の合計面積は、地区計画区域面積の3%以下となること」「幅員12m以上の地区の主要道路の沿道に接すること」などです。

●利便地が地区内に点在しているのは何故か。また、どのように決めたのか

【都市局建築部建築指導課】
【都市局都市部まちづくり推進課】
【都市局都市部都市計画課】

A 主に地区内居住者が利用する日用品店舗などの立地を想定しており、1か所に集積した場合当初は相乗効果があるものの地域間競争や経済情勢により集積した店舗が撤退し空き店舗群になり景観上・治安上の問題が発生する恐れがあることから、良好な住環境が維持できるよう、今回の計画では点在させています。利便地の位置は、この考え方を基に開発業者が計画した内容について協議指導を行いながら決定しました。

ました。

稲毛海岸5丁目南地区について

「稲毛海岸5丁目南地区」について、この地区では第1段階として、平成21年に財務省が野村不動産に売却した24年度に開発が「稲毛海岸5丁目地区」として完了しており、内容は共同住宅2棟(555戸)・戸建住宅(265戸)やスーパー・ヤオコー・内科クリニックなどが、入居している状況になっています。今回、隣接する稲毛海岸5丁目南地区においては、現在も財務省が、土地を所有していると聞いていますが、新たに地区計画が定まっています。そこで、2点お伺いします。

●本地区計画が策定された経緯について

【都市局建築部建築指導課】
【都市局都市部まちづくり推進課】
【都市局都市部都市計画課】

A 本市では、平成23年2月に「稲毛海岸5丁目公務員住宅跡地の活用について」周辺環境と調和した開発計画検討などを含め地区計画策定の要望書を千葉財務事務所へ提出し、協議を進めてきました。平成26年2月に本市は、既に開発された北側隣接地を考慮し、第一種低層住居専用地域並みの制限をすることが周辺と調和したまちづくりと考える旨を説明し、3月に地区計画案を提示しました。同年11月に財務省より地区計画を導入する旨の報告を受け、12月に本市から地区計画の策定について千葉財務事務所に照会し、同意を得たことです。

稲毛海岸5丁目南地区について

●地区計画の中で、A地区のみ高さ制限10mを設けているのはなぜか

【都市局建築部建築指導課】
【都市局都市部まちづくり推進課】
【都市局都市部都市計画課】

A 稲毛海岸5丁目南地区はまだ具体的な開発計画がありませんが、A地区は北側隣接地の低層住宅地に配慮し地区計画において高さ制限を設けています。B地区は高度地区による高さ制限を設けています。財務省ではA地区及びB地区を括して売却することを予定しており、土地購入者が開発を行う際にはB地区についてもA地区の環境に配慮した計画が行われるものと考えています。

本市も具体的な開発計画の検討段階で、地区内及び周辺の市街地環境と調和した街並みが形成されるよう誘導します。

【所感】 高田町地区については当初から、計画はしっかり協議し変更が無いよう指導して行く必要があると思います。

稲毛海岸5丁目南地区については、今後具体的な開発計画が示された段階で、地区内及び周辺を含め影響がないよう更なる調整が必要だと思います。

今回は安易な網掛けでありもうちょっと、まちづくりの視点から計画を考えていかないといけないのではないかと思います。南向きの場所に11階31m。その横は10m。結局、堀に囲まれたような計画案。これが良いまちづくりとは思えません。今後は、もう少しうまいまちづくりを誘導できるように良く考えていただきたい。

(3) 議案第175号、議案第156号について

ハーモニープラザの施設管理運営について、次期の指定期間を平成28年度から29年度の2年間とし、非公募で現指定管理者である千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体を指定するとともに、この間の指定管理料の債務負担行為の限度額を設定しようとするものです。

ハーモニープラザについては、指定管理対象である障害者福祉センター、ことぶき大・小学校、社会福祉研修センター及び男女共同参画センターの4施設それぞれに課題が生じており、各施設の課題解消に向け、プラザ全体のあり方を今後2年間で検討することですが、プラザの開館が平成11年12月で既に開館から16年を経過し社会情勢等も変化していることを考えれば、ここで一度プラザのあり方を検討したいという当局の考えは理解できますし、より良いプラザに向けての検討ということであれば我が会派としても異論はありません。

特に、プラザ内の4施設の中でも今後、高齢化の進行に伴い「ことぶき大・小学校」の重要性は増すと思われることから、その動向が気になるところです。そこで、3点お伺いします。

●今後2年間の見直しのスケジュールについて

〔保健福祉局地域福祉課〕

A ハーモニープラザの施設管理と社会福祉研修センターを所管する地域福祉課、障害者福祉セン

ターを所管する障害福祉サービス課、ことぶき大・小学校を所管する高齢福祉課、男女共同参画センターを所管する男女共同参画課に加え、公有財産の有効活用に関する総合調整を行う資産経営課などの庁内関係課で検討を進め、見直しの結果によって必要な場合には、平成29年第1回定例会を目的にハーモニープラザ設置管理条例の改正を提出する予定です。

その後、公募又は非公募の別により管理者の指定に向けた事務を進め、平成29年第4回定例会を目的に指定議案等を提出し、30年4月より新指定管理を開始する予定です。

●見直しの方向性について

〔保健福祉局地域福祉課〕

A プラザ内4施設それぞれの課題について検討したうえで今後の方針を決定する予定であり、その際は指定管理の方法も検討します。

●今後の「ことぶき大・小学校」のあり方について

〔保健福祉局高齢障害部高齢福祉課〕

A 団塊の世代が全て75歳以上となる2025年の本市の高齢者人口は、28万人にも達するものと見込まれます。このような状況の中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう地域包括ケアシステム構築を推進することが急務となっており、地域包括ケアシステムにおいては元々高齢者が援助を必要とする高齢者を支えることが期待されています。このような観点を踏まえて検討します。

【所感】 ハーモニープラザの管理運営について質問でも申し上げましたが、ハーモニープラザは既に開館から16年を経過しているため、今回プラザのあり方を検討する当局の考えは理解しますし、より良いプラザに向けての検討ということであれば、我が会派としても異論はありません。

そもそもハーモニープラザは、福祉と男女共同参画の調和が施設名の由来となつていて聞いており、これは市民の間でも広く認知され好評を得ているところであり、見直しにあたっては、現在の指定管理4施設の業務内容のみを見直すことが適切だと思っております。

(4) 議案第163号、議案第156号について

千葉市文化振興財団が非公募により千葉市文化センターの指定管理者として指定される本件について、千葉市文化センターでは多くの文化事業を行っているが、特に昭和58年から長い歴史がある「市民文化大学」については毎年、1,000人を超える

市民が講義の受講を楽しみにしています。しかしながら、今回の指定管理の切り替えで、来年からの文化振興財団の事業として「市民文化大学」の存続が困難な状況であると聞いております。いきなり来年から廃止するというのは、受講生の立場に立って考えてみて下さい、有り得ないことだと思います。

市民文化大学の運営が、指定管理の切り替えで、市から経費の負担が無く、廃止になってしまふのでしょうか。本来の市民を重要視すべきであると思います。そこで、2点お伺いします。

●「市民文化大学」について当局の見解を伺う

市民局長（市民局生活文化スポーツ部文化振興課）

A 千葉市市民文化大学は、現在、市の外部団体である千葉市文化振興財団が指定管理施設である千葉市文化センターを会場に独自事業として実施しており、運営に要する経費は受講生の受講料のほか、文化センター等の施設の管理業務を市から受託している委託料によって賄われてきました。しかし、平成26年度の市の包括外部監査において、文化振興財団が独自事業として行っている事業と市から受託している業務について、従事している職員の人員費はそれぞれの事業業務に従事している業務割合等に応じて按分して計上するべきという意見が出されました。この意見に基づき、文化振興財団において市民文化大学の収支を再計算したところ、事業費のすべてを受講料で賄うには財源不足が生じる見込みとなり、不足を埋めるための方策が文化振興財団で検討されたが、受講料の大幅な値上げ、それに伴う受講生の減少等が見込まれ、独自事業として継続することは困難という結論に至つたと聞いています。

市としても、近隣にある民間のカルチャーセンターや大学の公開講座等と類似する講座が実施されている現状に、これまで通りの市民文化大学を継続するために市が不足分を支出することは、受講生以外の市民の理解を得ることは難しいと考えています。

●今後、日本の文化を学ぶ等の文化知識を高めたい意欲ある市民に対して、どのような対応を考えているのか

市民局長（市民局生活文化スポーツ部文化振興課）

A 近隣の民間のカルチャーセンターや大学の公開講座、生涯学習センターで開催しています「生涯学習アカデミー」をはじめとした各種講座等の情報を市民文化大学の受講者に案内・周知するとともに、市民の要望やこれまでの経緯、文化振興財団が本市の文化芸術振興という側面において果たすべき役割などを踏まえ、実施するにふさわしい事業の企画について文化振興財団と協議します。

【所感】 伝統文化や歴史から今に脈々と受け継がれてきた文化を次世代にどう繋げていくのかは大事なことであり、市民の文化芸術活動を支援することは文化振興財団の重要な役割であると考えます。

そのためには、民間カルチャーセンターや大学の公開講座で行うようなものではなく、千葉市の文化芸術振興として相応しい事業を来年度、ぜひ実施できるように文化振興財団と協議し、企画してもらいたいと思います。

(5) 議案第200号、議案第156号について

スポーツ施設、都市公園施設、花鳥コミュニケーションセンターの合計35施設を、一括で委託するものでありますが、施設数の単価として多すぎるように思います。平成23年度の前期の指定管理者選定に際して議会での様々な議論の中に、分割すべきであるとの指摘もあり選定議案は継続審査とされました。

結局は、市長専決処分となったわけですが、議会としてもしかたなく認めたものです。25億円以上の指定管理委託料であり、これほど大きな単価だと、議会の指摘を踏まえて分割しないと地元業者が受注できないので地域経済を考えれば、地元が受注できるよう考える姿勢が市に求められていると思います。そこで伺います。

●分割せず一括公募とした理由について

市民局長（市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課）

A 同種の複数の施設を分割して管理運営を行う

よりも同一の団体が包括的に管理運営を行う方が、均質なサービスを提供できること。また資格を有する者の効率的な人員配置、施設維持管理に必要な機器等の共有などスケールメリットによる経費の節減が可能であること。さらには、体育協会等の各種大会会場の優先確保において施設間の相互応援体制による利用調整等を円滑に行うことができることから、一括公募が合理的であると判断したものです。

●テルウェル東日本はなぜ撤退したのか

市民局長（市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課）

A 今回の募集に当たり、現指定管理者の共同企業体の一員であるスポーツクラブNAS株式会社が単独で応募したことによるものであり、そこに至った経緯やその後のテルウェル東日本の企業判断については把握していません。

【所感】 高洲市民プールほか34施設の指定管理者の指定については今回の指定管理者の選定に際し、前回の反省が活かされておられません。分割発注するのが望ましいと考えており、市にはその視点を忘れないでほしいと思います。

これらを踏まえまして常任委員会において議論を深め、慎重に精査してまいりたいと思います。

以上で私の議案質疑を終わります。



札幌市議場にて



改良前



改良後

地域から要望されていた、犢橋中学校前の歩道改良をさせていただきました。